



# 川尻若業事務所空調設備等改修工事設計図

1. 工事概要  
1. 工事場所  
2. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)	消防法施行令 別表第一	備考
例) 本館棟	鉄造(一部鉄骨)	地上0階/地下2階	60,000.00	第15号	鉄骨
例) A管理室	鉄造	地上1階	2,884.32	第15号	鉄骨
例) B管理室	鉄造	地上0階/地下2階	3,284.55	第15号	鉄骨

(備考中の特記施設、一部の施設は耐震等級の分類を示す。)

建物および材料	工事種別	備考
● 空調設備	改修一式	
○ 換気設備	改修一式	
○ 排煙設備	一式	
○ 自動火災警報機	一式	
○ 衛生器具設備	一式	
○ 給水設備	改修一式	
○ 排水設備	改修一式	
○ 給湯設備	一式	
○ 消火設備	一式	
○ 防犯設備	一式	
○ ガス設備	一式	
○ 排水処理設備	一式	
○ 雨水利用設備	一式	
○ 除去工事	除去一式	

4. 指定部分 ●無 ○有 ( ) 指定部分工期: 令和 年 月 日  
5. 工事完成期限及び引渡期限  
(1) 工事完成期限 原則工事期末日の14日前までとする。  
なお、工事完成期限とは、官公庁等の検査が完了し、発注者が工事の完了した旨の通知を受領した日とする。  
(2) 引渡期限 工事期末日までとする。  
(3) 指定完成期限 上記(1)及び(2)と同様とする。

6. 設備概要・改修概要

改修工事の場合、上記工事に伴う、建築工事及び電気設備工事一式  
工事仕様  
(1) 共通仕様  
(2) 電気設備工事及び建築工事と本工事を含む場合、電気設備工事及び建築工事、それぞれの記述仕様を適用する。

項目	特記事項
● 環境への配慮	(1) 建物内部に使用する材料等は、設計図書に指定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 有害物質(鉛、水銀、クロム、カドミウム、有機溶剤、揮発性有機化合物、MDP、パーティクル、ホルムアルデヒド)の含有率が、それぞれ規定値以下であること。 ② 有害物質(鉛、水銀、クロム、カドミウム、有機溶剤、揮発性有機化合物、MDP、パーティクル、ホルムアルデヒド)の含有率が、それぞれ規定値以下であること。 ③ 有害物質(鉛、水銀、クロム、カドミウム、有機溶剤、揮発性有機化合物、MDP、パーティクル、ホルムアルデヒド)の含有率が、それぞれ規定値以下であること。 ④ 有害物質(鉛、水銀、クロム、カドミウム、有機溶剤、揮発性有機化合物、MDP、パーティクル、ホルムアルデヒド)の含有率が、それぞれ規定値以下であること。
● 材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料、機材等は設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 第1～11の機材等は記載された製造業者は、次の①から④までの事項を満たしたものとす。この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能と許容されたことを示す書面を提出して十分な実証を受ける。ただし、製造業者名が記載されているものは、証明となる資料の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産履歴及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定した供給が可能であること。 ④ 法令等の定めで許可、認可、認定又は取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 (3) 同等となる環境物品等の製造業者に関する法律に基づき、「環境物品等の調達に関する基本方針」による特定製造物品の刷新率等を満足させるとする。
● 技師の適用	● 配管 (建築配管工事) ● 建築電気 (ダクト管作業) ○ 熱線配管工 (保温保冷工事) ● 冷凍空調配管機組工 (冷凍空調配管機組工事)

● 工事用仮設物 ● 足場その他  
● 設計用温度  
● 空調設備  
● 換気設備  
● 給排水設備  
● 電気設備  
● 防犯設備  
● 衛生器具設備  
● 給湯設備  
● 消火設備  
● 防犯設備  
● ガス設備  
● 排水処理設備  
● 雨水利用設備  
● 除去工事

● 完成時の提出書  
● 完成写真  
● 運転操作説明書  
● 機材の承認書  
● 総合運転承認書  
● 電源周波数  
● 容量等の表示  
● 耐震強度

● 完成写真  
● 運転操作説明書  
● 機材の承認書  
● 総合運転承認書  
● 電源周波数  
● 容量等の表示  
● 耐震強度

● 完成写真  
● 運転操作説明書  
● 機材の承認書  
● 総合運転承認書  
● 電源周波数  
● 容量等の表示  
● 耐震強度

設備場所	機器種別	○特定の形質		●一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	換気	2.0	1.5	1.5	1.0
地上及び屋上	防炎支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	換気	2.0	1.5	1.5	1.0
地下・1階	換気	1.5	1.5	1.5	1.0
	防炎支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水栓	1.5	1.0	1.0	0.6

● 換気設備  
● 給排水設備  
● 電気設備  
● 防犯設備  
● 衛生器具設備  
● 給湯設備  
● 消火設備  
● 防犯設備  
● ガス設備  
● 排水処理設備  
● 雨水利用設備  
● 除去工事

外気	屋				内			
	温度(°C)	湿度(RH)	温度(°C)	湿度(RH)	温度(°C)	湿度(RH)	温度(°C)	湿度(RH)
夏期	32.8	%	28	50	℃	%	℃	%
冬期	-1.5	%	19	40	℃	%	℃	%

● 換気設備  
● 給排水設備  
● 電気設備  
● 防犯設備  
● 衛生器具設備  
● 給湯設備  
● 消火設備  
● 防犯設備  
● ガス設備  
● 排水処理設備  
● 雨水利用設備  
● 除去工事

● 換気設備  
● 給排水設備  
● 電気設備  
● 防犯設備  
● 衛生器具設備  
● 給湯設備  
● 消火設備  
● 防犯設備  
● ガス設備  
● 排水処理設備  
● 雨水利用設備  
● 除去工事

● 換気設備  
● 給排水設備  
● 電気設備  
● 防犯設備  
● 衛生器具設備  
● 給湯設備  
● 消火設備  
● 防犯設備  
● ガス設備  
● 排水処理設備  
● 雨水利用設備  
● 除去工事

● 換気設備  
● 給排水設備  
● 電気設備  
● 防犯設備  
● 衛生器具設備  
● 給湯設備  
● 消火設備  
● 防犯設備  
● ガス設備  
● 排水処理設備  
● 雨水利用設備  
● 除去工事

● 換気設備  
● 給排水設備  
● 電気設備  
● 防犯設備  
● 衛生器具設備  
● 給湯設備  
● 消火設備  
● 防犯設備  
● ガス設備  
● 排水処理設備  
● 雨水利用設備  
● 除去工事

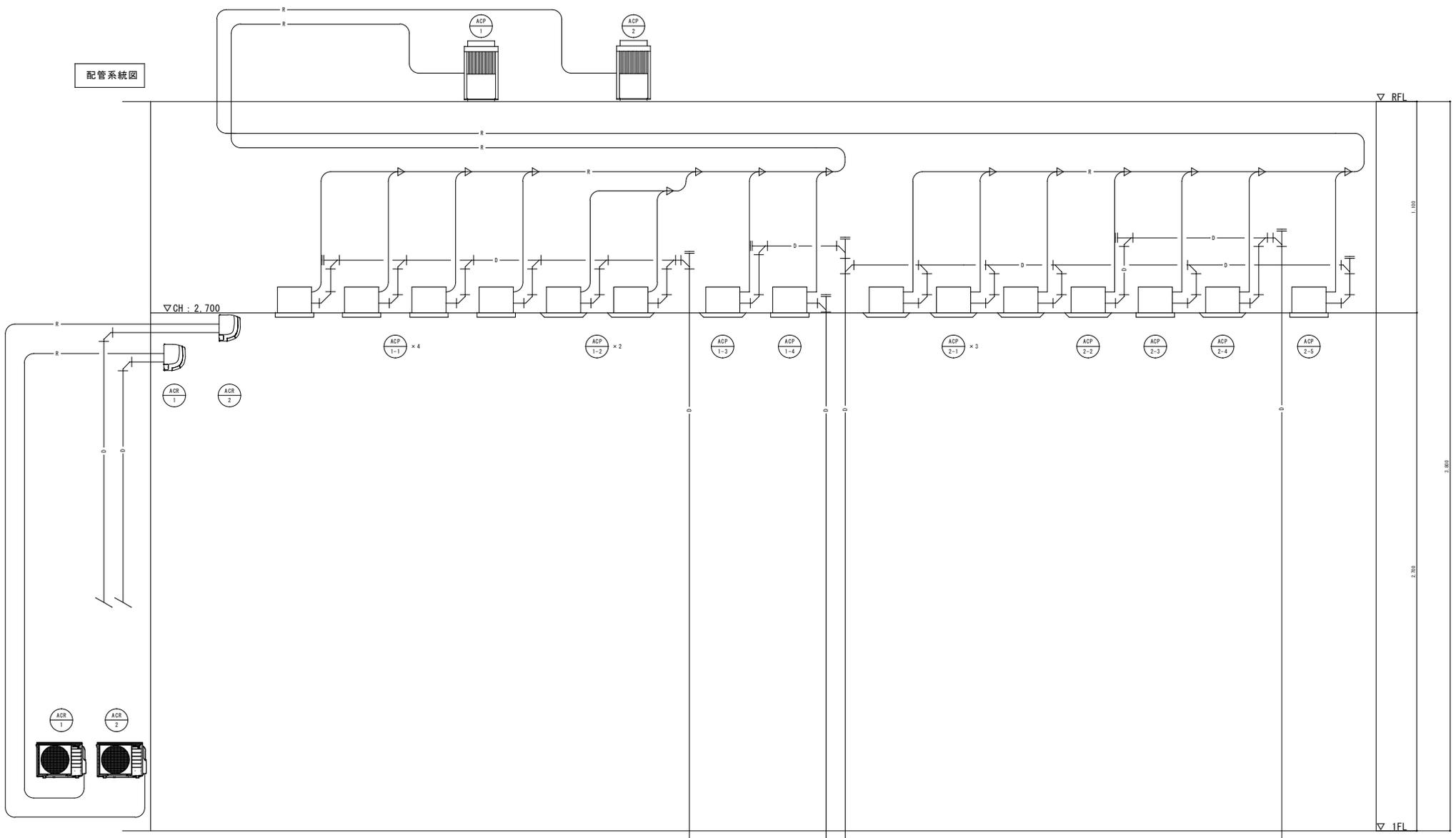
● 換気設備  
● 給排水設備  
● 電気設備  
● 防犯設備  
● 衛生器具設備  
● 給湯設備  
● 消火設備  
● 防犯設備  
● ガス設備  
● 排水処理設備  
● 雨水利用設備  
● 除去工事

● 換気設備  
● 給排水設備  
● 電気設備  
● 防犯設備  
● 衛生器具設備  
● 給湯設備  
● 消火設備  
● 防犯設備  
● ガス設備  
● 排水処理設備  
● 雨水利用設備  
● 除去工事

● 換気設備  
● 給排水設備  
● 電気設備  
● 防犯設備  
● 衛生器具設備  
● 給湯設備  
● 消火設備  
● 防犯設備  
● ガス設備  
● 排水処理設備  
● 雨水利用設備  
● 除去工事

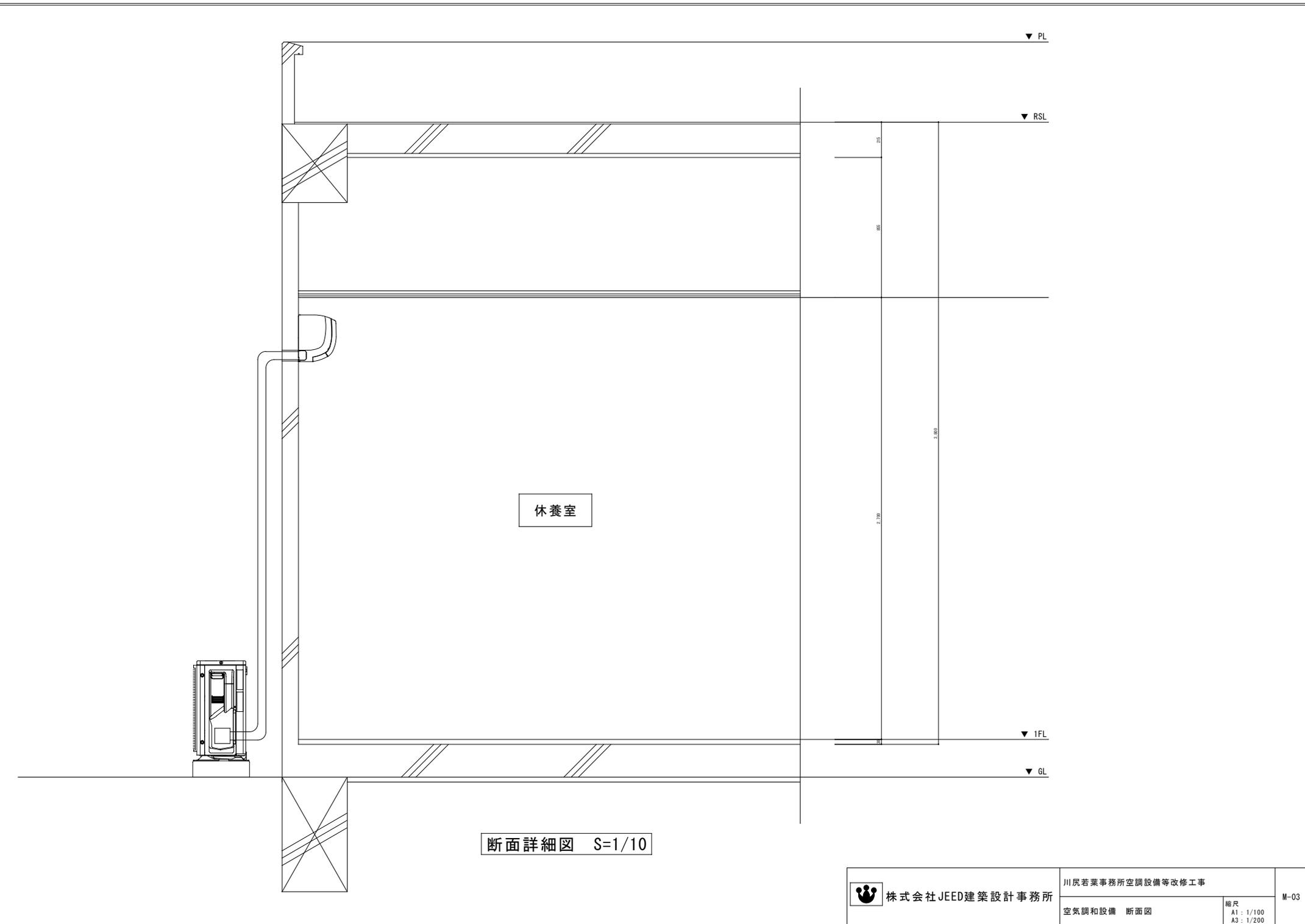
項目	特記事項
● 環境への配慮	(1) 建物内部に使用する材料等は、設計図書に指定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 有害物質(鉛、水銀、クロム、カドミウム、有機溶剤、揮発性有機化合物、MDP、パーティクル、ホルムアルデヒド)の含有率が、それぞれ規定値以下であること。 ② 有害物質(鉛、水銀、クロム、カドミウム、有機溶剤、揮発性有機化合物、MDP、パーティクル、ホルムアルデヒド)の含有率が、それぞれ規定値以下であること。 ③ 有害物質(鉛、水銀、クロム、カドミウム、有機溶剤、揮発性有機化合物、MDP、パーティクル、ホルムアルデヒド)の含有率が、それぞれ規定値以下であること。 ④ 有害物質(鉛、水銀、クロム、カドミウム、有機溶剤、揮発性有機化合物、MDP、パーティクル、ホルムアルデヒド)の含有率が、それぞれ規定値以下であること。
● 材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料、機材等は設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 第1～11の機材等は記載された製造業者は、次の①から④までの事項を満たしたものとす。この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能と許容されたことを示す書面を提出して十分な実証を受ける。ただし、製造業者名が記載されているものは、証明となる資料の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産履歴及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定した供給が可能であること。 ④ 法令等の定めで許可、認可、認定又は取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 (3) 同等となる環境物品等の製造業者に関する法律に基づき、「環境物品等の調達に関する基本方針」による特定製造物品の刷新率等を満足させるとする。
● 技師の適用	● 配管 (建築配管工事) ● 建築電気 (ダクト管作業) ○ 熱線配管工 (保温保冷工事) ● 冷凍空調配管機組工 (冷凍空調配管機組工事)

配管系統図



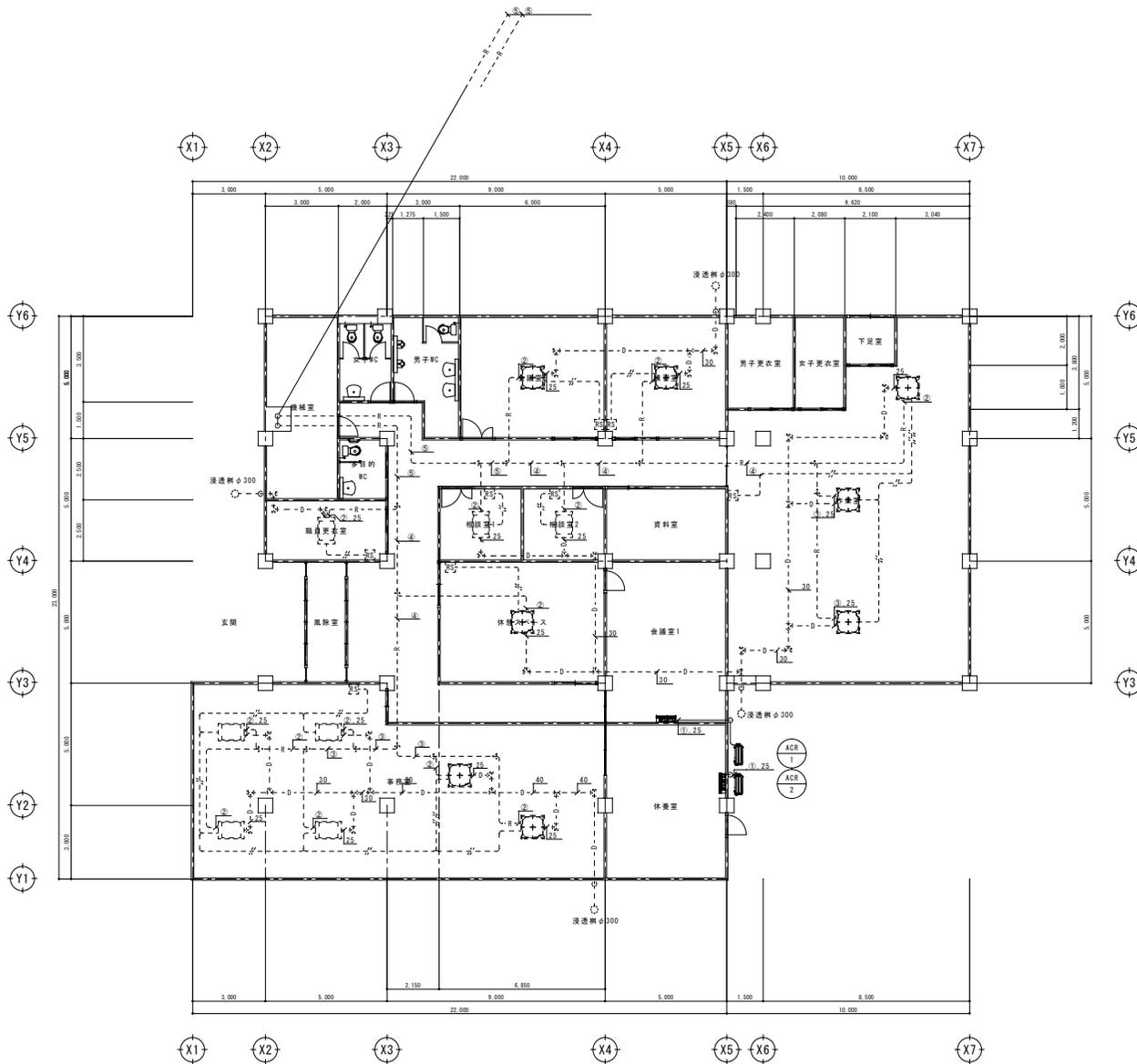
機器表

記号	形式	設置形式	定格能力		定格消費電力		圧縮機			送風機(室内屋外共)			冷媒管長さ (約 m)	台数	備 考
			冷房 (kW)	暖房 (kW)	冷房	暖房	相	V	kW	相	V	kW			
ACR-1	○冷房専用形 ●ヒートポンプ形	壁掛形	2.2	2.2	0.560/0.465	1	100	0.6	1	100	0.025		1	1. 定格能力(冷房)、定格能力(暖房)、定格消費電力(冷房)、定格消費電力(暖房)は JISC9612 による。 2. 冷媒はオゾン層破壊係数 0 のものとする。 3. 屋内機、屋外機間の電気配管配線(7-3共)の仕様は製造者の標準仕様とする。 4. 冷媒配管の口径は製造者の標準とする。 5. 圧縮機は屋外形とする。 6. リモコンスイッチ(ワイヤレス)は付属とする。 7. 屋外機の基礎(●標準基礎 ○防振基礎) 8. フィンガードを付属する。	
ACR-2	○冷房専用形 ●ヒートポンプ形	壁掛形	2.2	2.2	0.560/0.465	1	100	0.6	1	100	0.025		1		



休養室

断面詳細図 S=1/10



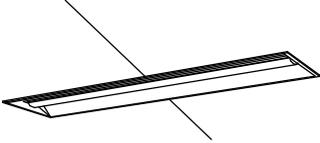
- - - 既設  
 ——— 新設

記号	ガス管	液管
①	9.52	6.35
②	12.7	6.35
③	15.88	9.52
④	19.05	9.52
⑤	22.20	9.52

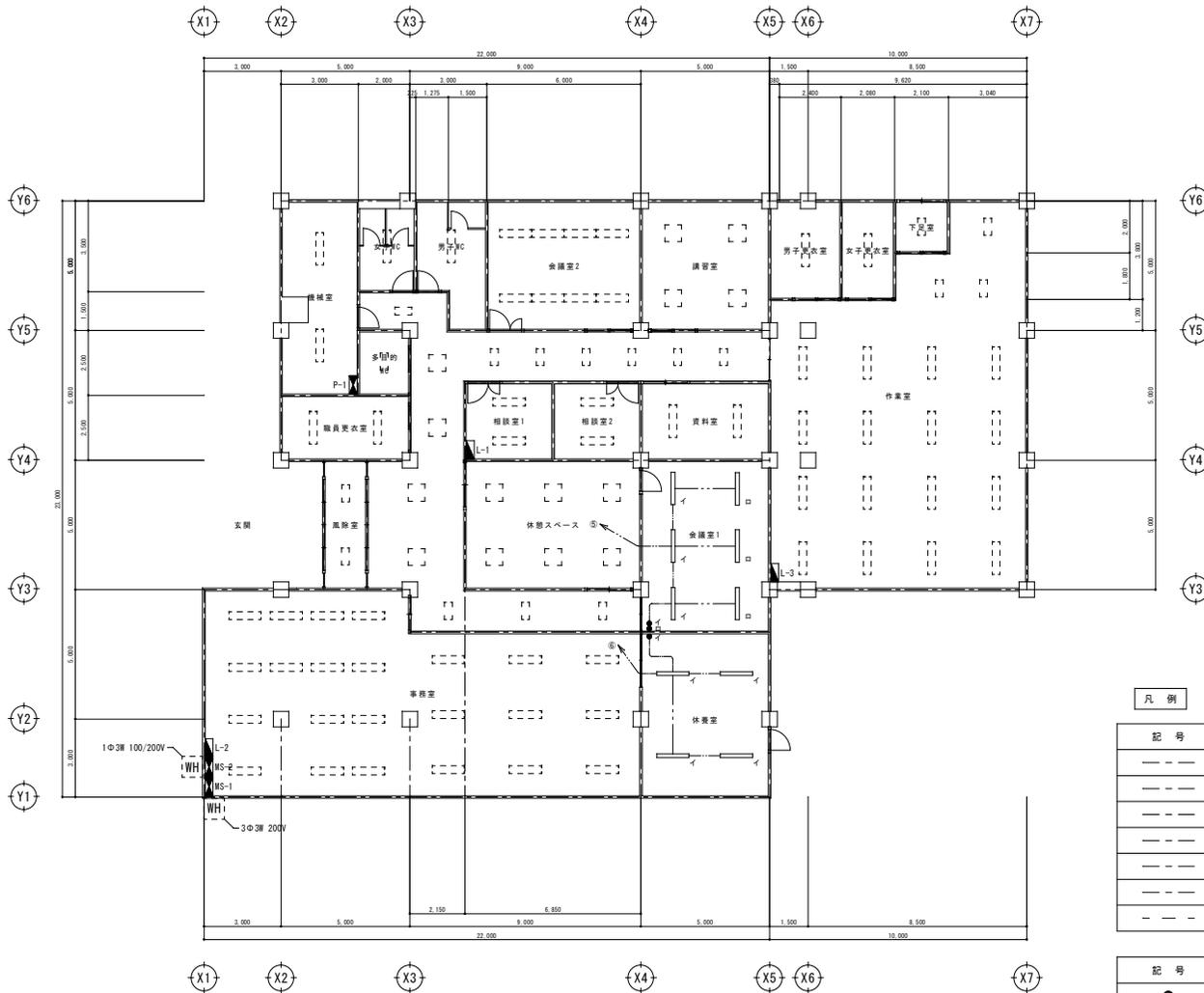
1階平面図



照明器具姿図一覧表（新設）

A	LRS3-4-65LE9		
			





会議室 1				
a	埋込型	32W × 2灯 (FRS 26B-322)	6	撤去

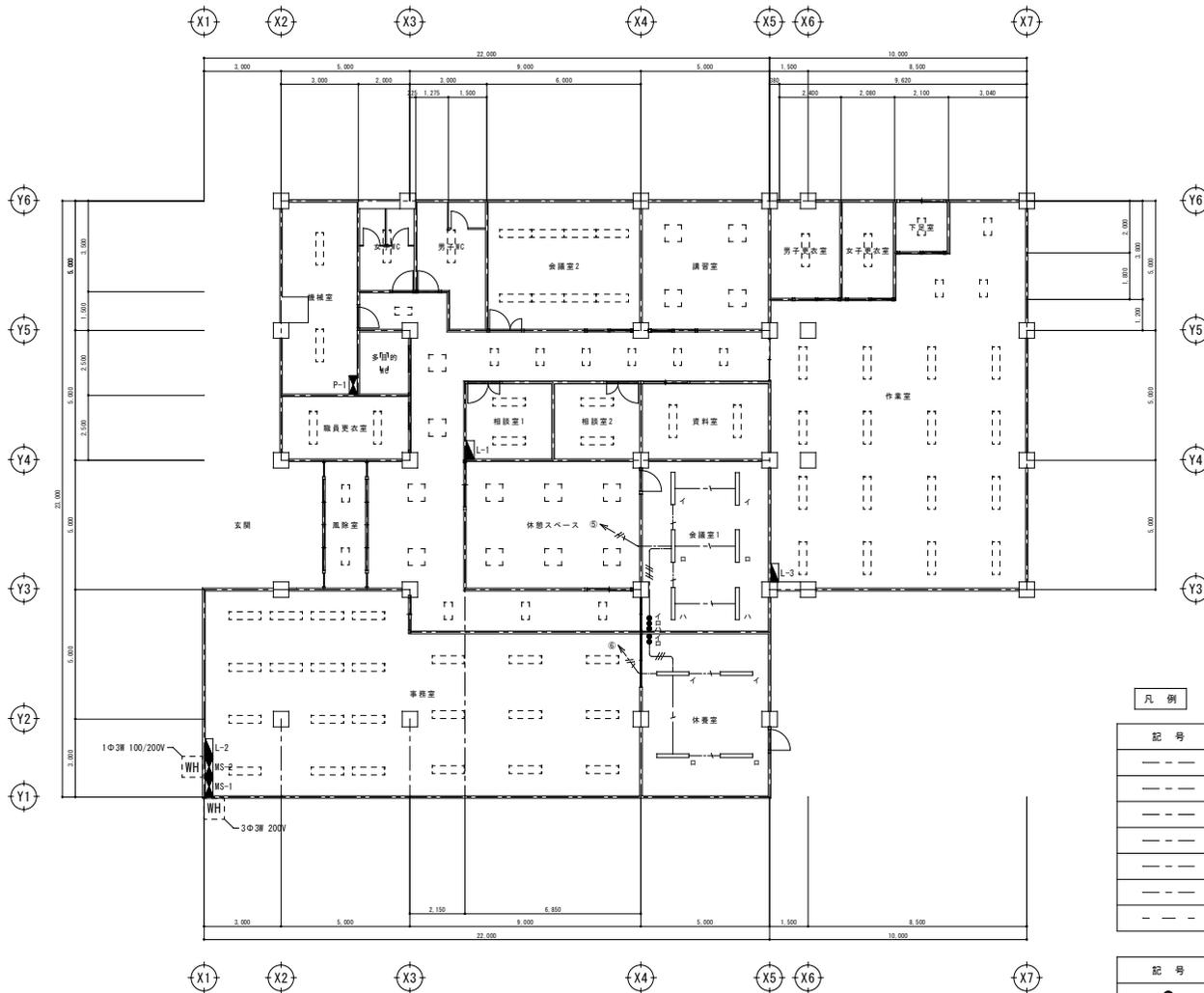
休養室				
a	埋込型	32W × 2灯 (FRS 26B-322)	6	撤去

凡例

記号	名称	保護管
---	EM-EEF1.6-2C	(コロガシ・PF16)
---	EM-EEF1.6-3C	(コロガシ・PF22)
---	EM-EEF1.6-2C×2	(コロガシ・PF22)
---	EM-EEF1.6-3C (1Cアース)	(コロガシ・PF22)
---	EM-EEF2.0-3C (1Cアース)	(コロガシ・PF22)
---	天井隠ぺい配管配線	
---	露出配管配線	

記号	名称	仕様
●	埋込スイッチ	1P15A×1
●●	埋込スイッチ	1P15A×2
●●●	埋込スイッチ	1P15A×3

1階平面図



会議室 1		
A	埋込型 (LRS3-4-65LE9)	6
		新設

休憩室		
A	埋込型 (LRS3-4-65LE9)	4
		新設

凡例

記号	名称	保護管
---	EM-EEF1.6-2C	(コロガシ・PF16)
---	EM-EEF1.6-3C	(コロガシ・PF22)
---	EM-EEF1.6-2C×2	(コロガシ・PF22)
---	EM-EEF1.6-3C (10アース)	(コロガシ・PF22)
---	EM-EEF2.0-3C (10アース)	(コロガシ・PF22)
---	天井隠ぺい配管配線	
---	露出配管配線	

記号	名称	仕様
●	埋込スイッチ	1P15A×1
●●	埋込スイッチ	1P15A×2
●●●	埋込スイッチ	1P15A×3

1階平面図

